

# 有期雇用労働者の処遇改善で 人材確保と定着を狙う事業主を支援

非正規雇用労働者の処遇改善と定着は、採用難が続く中小企業にとって最重要課題です。キャリアアップ助成金「賞与・退職金制度導入コース」は、すべての有期雇用労働者などに対して賞与・退職金制度を新設し実際に支給（積み立て）した事業主を支援する制度です。制度設計コストの一部を助成で賄いつつ、福利厚生の上昇で採用・定着の向上を狙えます。

## キャリアアップ助成金 賞与・退職金制度導入コース

「賞与・退職金制度導入コース」は、就業規則または労働協約で、すべての有期雇用労働者等に対し、賞与制度または退職金制度（あるいは両方）を新設し、実際に賞与の支給または退職金の積み立てを行なった事業主に助成するものです。

### 【支給対象事業主】

対象事業主の主な要件は以下の通りです。

- ①就業規則等の定めるところにより、雇用するすべての有期雇用労働者等に関して、賞与もしくは退職金制度またはその両方を新たに設けた事業主
- ②①の制度に基づき、対象労働者1人につき「賞与について6カ月分相当として50,000円以上支給」もしくは「退職金について1カ月分相当として3,000円以上を6カ月分または6カ月分相当として18,000円以上積み立て」またはその両方に該当する事業主
- ③①の制度を初回の賞与の支給または退職金の積み立て後6カ月以上運用している事業主

### 【支給対象労働者】

就業規則等で新設した制度の適用対象となるすべての有期雇用労働者等が対象です。

- ①賞与もしくは退職金制度またはその両方の新設日の前日から3カ月以上前の日から雇用があり、新設日以降6カ月以上継続雇用されていること
- ②賞与もしくは退職金制度またはその両方を新たに設け、初回の賞与支給または退職金の積み立てをした日以降の6カ月間、当該対象適用事業所において、雇用保険被保険者であること
- ③賞与もしくは退職金制度またはその両方を新たに設け、適用した事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族以外の者

### 【支給額】

賞与または退職金制度いずれかを導入：

40万円（30万円）

賞与および退職金制度を同時に導入：

56万8,000円（42万6,000円）

※1事業所当たり1回のみです。

※括弧内の金額は大企業の場合の支給額です。

※退職金制度の導入に際し、積立・拠出費用を事業主が負担することを明記する必要があります。

※過去に「日諸手当制度共通化コース」および「日諸手当制度等共通化コース」の助成金を受けている場合は、本コースの支給対象外となります（健康診断制度を新たに設け、実施した場合の助成のみを受けている場合を除く）。

### 【加算に係る留意点】

加算を受ける場合、賞与制度と退職金制度を同時に導入している必要がありますが、初回の賞与の支給日と初回の退職金の積み立て日が同日である必要はありません。

なお、支給申請期間は初回の賞与または退職金の積み立て日のいずれか遅い日から6カ月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2カ月以内となります。

### 【おわりに】

本コースは、企業の負担を軽減しながら従業員の処遇を確実に高めることができる、有効な制度です。人材確保がむずかしい時代だからこそ、働きやすく安心して長く働ける環境づくりが企業の成長につながります。ぜひ、制度の導入を検討してみてください。

出典：厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_ha ken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_ha ken/jigyounushi/career.html)

※本記事の記載内容は、2026年1月31日現在の法令・情報等に基づいています。